



町内建設業者の受付

町内建設業者(町内に本店がある者)が対象です

- 1 受付場所 **福智町役場** 本庁3階303会議室 **持参のみ受付**・郵送不可 提出する際は確認表を持参すること。
- 2 受付期間 **3月10日～14日** 金・土・日・祝祭日を除く9時から12時・13時から16時まで

3 申請条件 平成20年3月1日時点で次の各項目に該当するもの

建設業許可における主たる営業所が福智町内にある者
申請する業種について、建設業法の許可を受け、かつ、経営事項審査を受けていること(建設業法に規定)
中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度または特定退職金共済組合のいずれかに加入していること
(国土交通省通達
労働者災害補償保険に加入していること)

町税・公共料金・県税・国税・消費税を完納していること
競争入札参加指名通知等の連絡等を取る為、福智町の執務時間を定める規則(平成18年福智町規則第1号)に規定する執務時間内(午前8時30分～午後5時15分)に連絡が取れること(事務所)に事務員を常駐させていること
FAXを常設していること

4 提出書類 3月1日を基準日とする(ファイル綴じ不要)

平成20年度 福智町一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請書(町内建設業者)様式第1号-1・1号-2
建設業許可証明願書写し(許可行政庁発行
総合評価値通知書の写し...有効期限内のもの(決算日より1年7ヶ月以内)通知書がない場合は、総合評価値等通知書申請書の写し
経営業務の管理責任者証明書
(建設業許可申請書 様式第7号)写し
営業所一覧 様式第2号
(建設業許可申請書 別表 写し)を添付
工事経歴書(申請直前2年間の主な完成工事および未成工事について記載すること)様式第3号-1・3号-2
専任技術者証明書の写し(建設業許可申請様式第8号
変更がある場合は第8号) 他の支店・営業所の専任技術者証明書の写しも提出すること
技術職員名簿(合格証明書・登録証・免許証等の写し全て
様式第4号
役員一覧表(法人の場合は法人の登記簿謄本・履歴事項全部証明書 写し)個人は様式第5号
印鑑証明書(法人の場合は法人の印鑑証明書)写し

使用印鑑届(使用印鑑のない場合は不要)様式第6号
代表者の身元証明書(本籍地役所発行)[原本
代表者の住民票[原本
主要取引金融機関名
福智町税(公共料金完納証明)町指定様式[原本・有料
国民健康保険税・汚水処理使用料(住民課
町民税・固定資産税・軽自動車税・法人税(税務課
介護保険料・保育料・福祉課
住宅新築資金・住宅改修資金・宅地取得資金(人権同和対策課
水道使用料(水道課
町営住宅使用料(住宅課
公有財産使用料(財政課
学校給食費(福智町教育委員会学校教育課 赤池支所で保証人となっている場合はその債務者の完納証明
国税納税証明書(田川税務署発行
県税納税証明書(田川県税事務所
労働保険料納入証明書(田川労働基準監督署発行
納入証明書は完納証明とします
中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度または特定退職金共済組合のいずれかの加入証明書

注意事項

本店とは建設業許可申請書別表中「主たる営業所」に記載した営業所です。
上記の番号順で提出してください。A4版より小さい証明書等は、A4版白紙に糊付けして提出してください。
税に係る証明は、次の証明書を提出してください。

法人の場合: 福智町税(公共料金完納証明)・県税(県税に未納のない証明)・国税(納税証明書 その3の3)

個人事業主の場合: 福智町税(公共料金完納証明)・県税(県税に未納のない証明)・国税(納税証明書 その3の2)

法人の場合で代表取締役が複数いる場合は、は代表取締役全員分を提出してください。

主任技術者及び監理技術者は、恒常的な雇用関係(3ヶ月以上継続して雇用)にあることが必要です。

問 福智町役場 財政課 指導調整係 22-7774



滞納者に給水停止

水道料金は期限内にお支払いください



町の水道事業は平成18年度決算で875万4千円の黒字です。ただし、合併に伴う暫定措置として水道料金の引き下げなどの調整をしたため、町の一般会計から年間2千万円を繰り入れた結果の黒字決算となっています。この繰り入れの措置は暫定的なもので、長期間は望めません。企業会計は独立採算が原則です。現在、維持管理費の節減と水道料金の滞納を解消し、健全経営を図れるよう努めています。

水道管の管理

各家庭の水は、網の目のようにはりめぐらされた水道管で給水していますが、漏水等により福智町の有水率(浄水量と販売水量の比較)は81.9%と低く、漏水調査を実施して老朽管の更新等で有水率を向上させる必要があります。道路などで漏水を見かけましたら、水道課までご連絡ください。

漏水は、量水器までが水道課の管理で、それから先は使用者の管理となります。漏水も水道料金に加算されますので、ぜひ一度、ご家庭での漏水調査を行ってみてください。

水道料金の請求

毎月の水道使用量を水道メーター器で検針し、使用量に応じた料金を郵送で請求しています。検針表には、検針日までの使用量、請求金額、口座振替での納付者は振替金額を表示していますので、ご確認をお願いします。

安全・確実な口座振替を

水道料金は本庁、各支所で直接支払うことができますが、銀行、郵便局などの口座振替でもお支払いいただけます。口座振替は、支払い記録が預金通帳で確認できますし、納め忘れもなく便利で確実、そして安全です。

口座振替の申請書は水道課、各支所に準備しています。また、ご連絡いただければ申請書を送付しますので、お気軽に水道課までお問い合わせください。水道料金のお支払いは、安全便利な口座振替をぜひご利用ください。

水道料金を滞納した場合

水道水を供給する費用はすべて、みなさんからいただく料金でまかなわれています。しかしながら、福智町の水道料金の滞納額は平成18年度決算で2億5,282万6千円と高額になっています。「滞納料金の解消がないかぎり、健全な水道事業の経営はできない」と言っても過言ではありません。

この対策として平成20年度(4月1日)から、水道料金を2か月以上滞納したら督促・催告などで滞納金額と支払期日を通知します。料金は必ず納

期限までに支払いをお願いします。

「一括支払い」が困難で「分割支払い」を希望する人は、支払い計画等について水道課で協議をさせていただきます。協議で合意すれば、そのことを誓約していただけます。なお、電話での支払い協議には応じていませんので、必ずご来庁ください。

滞納者に対する給水の停止

閉栓

「給水停止予告」「給水停止通知」に記載した支払い期限までに料金をお支払いいただけない場合は、公共料金の、公正、公平の観点から「給水停止」を行います。なお、閉栓は留守の場合でも行います。



閉栓

滞納した水道料金を原則全額納付していただかなければ閉栓しません。また、閉栓業務は下記の時間以外には行いませんのでご了承ください。

分割納付協議・閉栓業務時間

8時30分～17時15分
(土曜・日曜・祝祭日は除きます)

問 福智町役場 水道課 ☎22-7769
詳しくは来月号に掲載予定です。